

決 定

東京都調布市国領町一―四一

上 告 人

m r k o n o

被 上 告 人

国 語 学 校

右代表者法務大臣

白 井 日 出 男

右指定代理人

小 沢 満 寿 男

右当事者間の東京高等裁判所平成一一年(オ)第一〇二九号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成一一年六月二一日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法三一二条一項又は二項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに右各項に規定する事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成一一年一月一二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官

北

川

弘

治

裁判官

河

合

伸

一

裁判官

福

田

博

裁判官

亀

山

継

夫

裁判官

梶

谷

玄

右は正本である。

平成二二年一月二日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 川 島

孝

